

# 青森県における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う庁内連絡会議（持ち回り開催）

**開催日：令和3年12月13日（月）**

**出席：知事  
鳥インフルエンザ対策チーム  
（副知事、農林水産部、生活環境部）  
危機管理局**

# 会議内容

- 1 国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況
- 2 青森県での発生概要
- 3 国の対応
- 4 鳥取県の対応
- 5 県民への情報提供

# 国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況

【国内の鳥インフルエンザ発生状況】令和3年12月12日現在

- 家きんでの発生
- 低病原性ウイルス確認
- 野鳥、環境水での確認
- 野鳥、環境水での確認
- 家きんでの発生

12月12日(9例目)  
**青森県三戸町**  
 肉用鶏 7千羽  
 H5亜型(高病原性)

**鹿児島県出水市**

- ・11月11日 環境水  
H5亜型(高病原性)
- ・11月13日(2例目)  
採卵鶏 3万9千羽  
H5N1(高病原性)
- ・11月15日(3例目)  
採卵鶏9,200羽  
H5N8(高病原性)
- ・11月21日ナベヅル  
H5N8(高病原性)
- ・11月29日(環境水2地点)  
H5N8(高病原性)
- ・12月6日(環境水)  
H5N8(高病原性)
- ・12月10日オナガガモ  
遺伝子検査中

12月3日(5例目)  
 熊本県南関町  
 肉養鶏(6万7千羽)  
 H5N1(高病原性)

11月10日(1例目)  
 秋田県横手市  
 採卵鶏 14万5千羽  
 H5N8(高病原性)

12月8日  
 鳥取市(日光池)  
 環境水 H5亜型  
 (高病原性)  
 野鳥糞便 H7亜型  
 (低病原性)

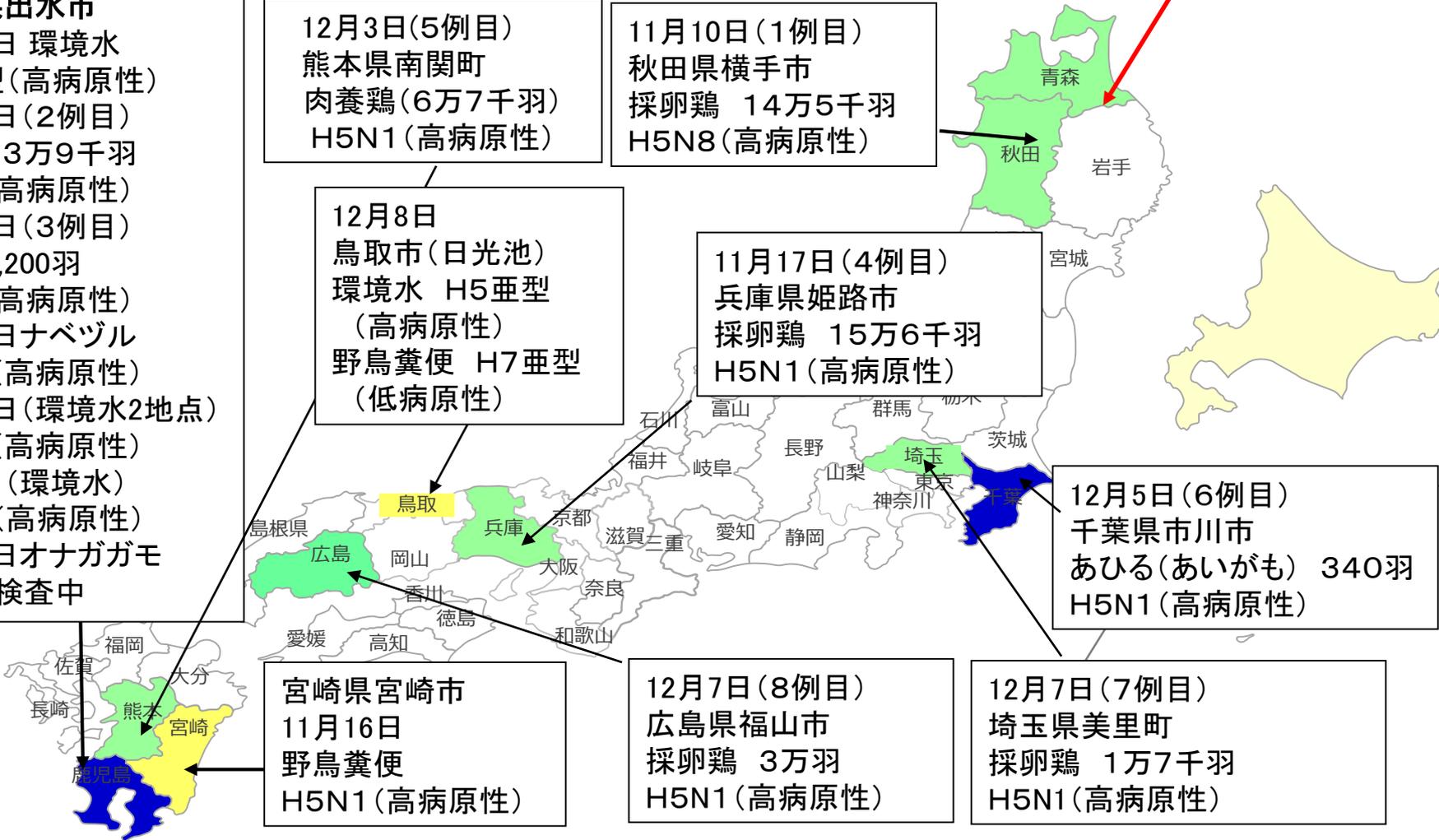
11月17日(4例目)  
 兵庫県姫路市  
 採卵鶏 15万6千羽  
 H5N1(高病原性)

12月5日(6例目)  
 千葉県市川市  
 あひる(あいがも) 340羽  
 H5N1(高病原性)

宮崎県宮崎市  
 11月16日  
 野鳥糞便  
 H5N1(高病原性)

12月7日(8例目)  
 広島県福山市  
 採卵鶏 3万羽  
 H5N1(高病原性)

12月7日(7例目)  
 埼玉県美里町  
 採卵鶏 1万7千羽  
 H5N1(高病原性)



# 国内の鳥インフルエンザ発生状況(家きん)

	発生地	鶏種	飼養羽数	発生日	防疫措置完了日 (殺処分完了日)	血清亜型
1	秋田県横手市	採卵鶏	144,539羽	11月10日	11月20日	H5N8
2	鹿児島県出水市	採卵鶏	38,500羽	11月13日	11月16日	H5N1
3	鹿児島県出水市	採卵鶏	9,200羽	11月15日	11月16日	H5N8
4	兵庫県姫路市	採卵鶏	156,459羽	11月17日	11月22日	H5N1
5	熊本県南関市	肉用鶏	66,225羽	12月3日	12月5日	H5N1
6	千葉県市川市	あひる	340羽	12月5日	12月5日	H5N1
7	埼玉県美里町	採卵鶏	15,692羽	12月7日	12月11日	H5N1
8	広島県福山市	採卵鶏	30,509羽	12月7日	12月12日	H5N1
<b>9</b>	<b>青森県三戸町</b>	<b>肉用種鶏</b>	<b>7,000羽</b>	<b>12月12日</b>		<b>H5亜型</b>

# 国内の鳥インフルエンザ発生状況(野鳥等)

	発生地	材料	採材日	確定日	血清亜型
1	鹿児島県出水市	環境水	11月8日	11月11日	H5亜型
2	宮崎県宮崎市	野鳥の糞便	11月9日	11月16日	H5N1
3	鹿児島県出水市	ナベヅル	11月19日	12月7日解除 11月21日	H5N8
4,5	鹿児島県出水市	環境試料(水) 2検体	11月22日	11月29日	H5N8
6	鹿児島県出水市	環境試料(水)	11月29日	12月6日	H5N8
7	鳥取県鳥取市	環境試料(水)	12月1日	12月7日	H5亜型
	鳥取県鳥取市	糞便	12月1日	12月7日	H7亜型
	鹿児島県出水市	オナガガモ	12月10日		判定中

# 青森県での発生概要

## 1 農場の概要

農場所在地：青森県三戸町(さんのへまち)

飼養状況：肉用鶏7千羽

## 2 経緯

- ・12月11日(土)午後2時、農場から死亡数増の通報
- ・同日、八戸家畜保健衛生所の簡易検査で陽性を確認(10/13羽)
- ・12月12日(日)午前10時に遺伝子検査で疑似患畜確定

## 3 青森県の対応

- ・防疫対策本部会議の開催
- ・疑似患畜確定まで、農場への立入禁止、農場消毒を実施し、確定後、速やかに殺処分等の防疫措置を開始
- ・移動制限区域設定：農場から半径3km以内(1農場 1万6千羽)  
搬出制限区域設定：農場から3～10Km以内(24農場 123万羽)

# 国の対応

- 1 「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催
- 2 中村 裕之農林水産副大臣及び農林水産省の専門家を現地に派遣
- 3 殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、「緊急支援チーム」を派遣
- 4 「疫学調査チーム」を派遣
- 5 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導
- 6 生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供

# 鳥取県の対応

- 1 県内全養鶏農場へ注意喚起と聞き取り実施
  - ・青森県の発生農場と本県農場は疫学関連無し
- 2 発生情報の周知と年内全78農場の緊急点検を実施中
- 3 予備費を活用した県内養鶏場の一斉消毒、遺伝子診断の強化
  - ・消石灰、消毒薬を配布し散布済（4,000千円）
  - ・鳥インフルエンザの診断迅速化対応（PCRソフト更新、全自動核酸抽出装置導入）
- 4 発生に備えた初動防疫体制の再チェック
  - ・発生時の動員計画と防疫対応を78農場ごとに作成済
  - 総合事務所単位での防疫演習を実施済

(11/10東部地域振興事務所、11/17中部総合事務所、11/18西部総合事務所)

# 鳥取市気高町日光の検出事例(環境水)

12月1日に鳥取市気高町で採取した環境水から、**12月8日に高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された。**

## 1 環境水及び野鳥糞便の採取地点

鳥取市気高町日光地内

## 2 経緯

12月1日(水) ・県が環境水2検体と野鳥糞便10検体を採取

12月7日(火) ・鳥取大学が検査を実施した結果、環境水1検体(H5亜型)、野鳥糞便1検体(H7亜型)から鳥インフルエンザウイルスの陽性反応を確認

12月8日(水) ・環境水1検体から検出されたウイルスが高病原性鳥インフルエンザウイルスであることを確認(H5亜型)

※野鳥糞便から検出されたウイルスは低病原性(H7亜型)

・環境省が、採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定

⇒12月8日(水)、9日(木)に野鳥監視重点区域における野鳥の緊急調査を実施し、異常又は死亡した野鳥は確認されなかった。 ※引き続き監視を強化

# 野鳥監視重点区域(鳥取市気高町日光)



# 鳥取市気高町日光の検出事例への対応

- 1 H5亜型高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された鳥取市気高町日光地区の半径10kmを野鳥監視重点区域と想定し区域内の家きん3農場の緊急点検を実施(12/7)
- 2 「**野鳥監視ステージ3**」にレベルを引き上げ野鳥等のサーベイランスを実施中

## ○糞便等調査

- ・今シーズンから鳥取大学共同獣医学科山口教授の協力を得て、期間を通し、渡り鳥が多く集まる県内3カ所の湖沼で糞便及び環境水調査を実施中(11/16～) ※12/12時点で、日光地区を除き、陰性

月	11	12	1	2	3	4
日光地区						
東郷池	← 毎月実施 →					流行状況により検討
米子水鳥公園						

- 渡り鳥が集まる県内河川、湖沼等の県内68カ所(東部31、中部8、西部29)の監視を実施中 ※12/12時点で、異常な野鳥等は見つかっていない

# 愛玩鳥等の飼育者への注意喚起

## 1 愛玩鳥を飼育されている方への注意喚起

○市町村を通じて、愛玩鳥(家きんを除く)飼育者等へ注意喚起

○ホームページで飼育上の注意事項についても周知徹底

(各市町村のホームページ上でも、リンクを掲載して周知)

### ＜注意喚起事項＞

- ・放し飼いはやめ、エサ箱や水飲み場に野鳥や野生動物を近づけないようにしましょう。  
(飼育鳥が、感染した野鳥や、その野鳥を補食した動物(猫、イタチ等)と接触することによる感染を防ぎましょう)
- ・飼育場所は、こまめに清掃と消毒を行いましょう。
- ・飼育小屋では専用の靴に履き替えるなど、飼育場所にウイルスを持ち込まないようにしましょう。

## 2 その他の愛玩鳥飼育者への注意喚起

○動物取扱業者(11事業者)や学校関係者等へは保健所や関係部局を通じて情報提供と注意喚起を実施

# 県民への情報提供

○関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施

○ホームページ等でも野鳥等との接し方や異常な野鳥等の通報体制、愛玩鳥の飼育方法、食の安全について周知徹底 ⇒12/12に日本海新聞に広告を掲載

※11/2～12/12 鳥インフルエンザ相談件数 43件(東部:19件、中部:8件、西部:16件)

○流行シーズン中、県ホームページ「とりネット」トップページに、鳥インフルエンザ特集ページへのリンクを常時掲載

[ワクチン接種を積極的に検討してください \(2021年12月1日更新\)](#)

<p><b>知事のページ</b></p> <p>記者会見、日誌、プロフィール..</p>  <p>県議会</p> <p>県教育委員会</p> <p>県警察本部</p>	<table border="1"><tr><td>注目・新着</td><td>報道提供資料</td><td>防災・救急</td></tr></table> <p><b>注目情報</b></p> <p><a href="#">とっとり雪みちNavi(雪道情報)</a></p> <p><b>鳥インフルエンザに関するメッセージ、相談窓口</b></p> <p><a href="#">注意喚起情報一覧</a></p> <p><a href="#">募集中のパブリックコメント(意見公募)</a></p> <p><b>案内、入札等の新着情報</b></p> <p>→ <a href="#">全ての分野の新着</a> <a href="#">職員募集</a> <a href="#">RSS</a></p> <p>令和4年度産業人材育成センター入校生募集のお知らせ</p>	注目・新着	報道提供資料	防災・救急	<p><b>新型コロナウイルス対策ふるさと納税</b></p> <p>ご寄附は、医療体制整備、生活困窮者対策等に活用させていただきます。なお、<a href="#">詐欺サイトに注意!</a></p> <p><b>総合案内</b></p> <p><a href="#">庁舎案内</a></p> <p><a href="#">職員名簿</a></p> <p><a href="#">連絡先一覧</a></p> <p><b>広告欄</b></p>  <p><a href="#">バナー広告の募集</a></p> <p><b>県政へのご意見</b></p> <p><a href="#">各所属連絡先</a> <a href="#">県民の声</a> <a href="#">県民の声への対応</a></p>
注目・新着	報道提供資料	防災・救急			

# 対応窓口

(24時間対応しています。)

## ■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

緑豊かな自然課	0857-26-7979	(夜間休日 0857-26-7111)
くらしの安心推進課(愛玩鳥)	0857-26-7247	( " )
中部総合事務所環境建築局	0858-23-3275	(夜間休日 0858-22-8141)
西部総合事務所環境建築局	0859-31-9628	(夜間休日 0859-34-6211)

## ■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240	(夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341	( " )
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140	( " )

## ■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552	(夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3117	(夜間休日は転送)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9321	(夜間休日 0859-34-6211)

## ■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532	(ガイダンス等により24時間対応可)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3145	( " )
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9317	( " )

## ■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8663
------	--------------

# 県民の皆様へのメッセージ

■家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。

■鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

・野鳥を素手で触らないでください。

・野鳥や野鳥の排泄物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排泄物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。

・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、緑豊かな自然課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

■隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。

清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排泄物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。

■迅速で正確な情報提供を行ってまいりますので、根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

鳥インフルエンザに関する御相談については、各対応窓口まで御連絡ください。